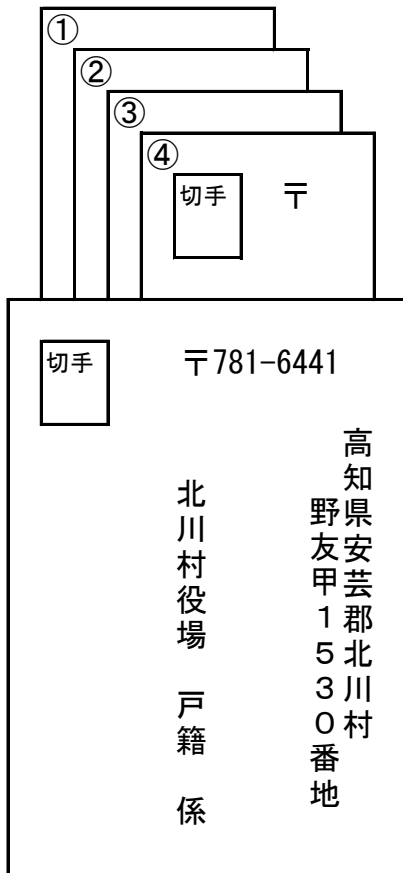




# 郵送による戸籍等の請求方法について



次の①②③④をそろえてご請求ください。

- ① 請求書  
表面の様式をご利用ください。
- ② 手数料  
郵便局発行の「定額小為替」をご利用ください。  
切手ではお受けできません。  
手数料は市区町村によって異なりますのでご確認ください。
- ③ 本人確認書類  
住所・氏名が確認できる写し。  
(マイナンバーカード・運転免許証・運転経歴証明書・旅券等1点  
顔写真入りでない書類は保険証等2点)
- ④ 返信用封筒  
請求者の住民登録されている住所・氏名を書き、切手を貼ってください。  
(定型内)  
普通・・・84円(25グラムまで) 速達・・・374円(25グラムまで)  
請求戸籍が多い場合は切手を余分に入れてください。

## お願い

○郵送請求の場合地域によって異なりますが、配達の日数等を含め1週間ほどかかりますので余裕をもって請求してください。

○代理人が請求する場合は、委任状(代理権限が確認できる書類など)が必要です。

○偽り、その他不正な手段により交付を受けたときは、過料に処せられます。

○北川村では、平成18年2月11日付でコンピュータ化により戸籍が改製されています。ご注意ください。

## 送付先

〒781-6441  
高知県安芸郡北川村野友甲1530番地  
北川村役場 住民課 戸籍係  
電話 0887-32-1214

## 手数料

	(1通)
○ 戸籍謄本(全部事項証明)	450円
○ 戸籍抄本(個人事項証明)	450円
○ 除籍謄本・抄本(改製原謄本・抄本)	750円
○ 身分証明書	300円
○ 戸籍の付票	300円